

(平成25年2月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月15日から同年12月16日まで

私は、昭和35年6月に株式会社Aに入社し、49年4月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、同社C事業所から同社B事業所への異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和45年11月15日に株式会社AのC事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB事業所における昭和45年12月のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年12月15日は39万6,000円、17年6月15日は37万2,000円、同年12月15日は47万1,000円、18年6月15日は35万3,000円、同年12月15日は38万円、19年6月15日は42万8,000円及び同年12月17日は44万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年6月15日  
③ 平成17年12月15日  
④ 平成18年6月15日  
⑤ 平成18年12月15日  
⑥ 平成19年6月15日  
⑦ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された口座取引履歴等により、申立人は、平成16年12月15日は39万6,000円、17年6月15日は37万2,000円、同年12月15日は47万1,000円、18年6月15日は35万3,000円、同年12月15日は38万円、19年6月15日は42万8,000円及び同年12月17日は44万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から

控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

私は、高校卒業後、昭和 30 年 4 月に A 学校に入学し 1 年間通った後、31 年 4 月から父親が経営する株式会社 B に正社員として勤務した。国の記録では、32 年 5 月から厚生年金保険に加入したことになるが、申立期間は既に正社員として勤務しており、毎月の給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 4 月から株式会社 B に正社員として勤務したと述べているところ、複数の同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によると、株式会社 B は、昭和 36 年 11 月 20 日に解散している上、同社の代表取締役であった申立人の父親は既に亡くなっており、同社の取締役であった申立人の姉も申立期間当時のことについては覚えていないと述べていることから、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、株式会社 B における申立人の資格取得日は昭和 32 年 5 月 1 日と記録されており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 3 月 2 日まで  
昭和 50 年 10 月頃から 54 年 7 月 2 日まで株式会社Aに勤務しており、途中で休職や退職をしたことはない。  
しかし、国の年金記録では、昭和 52 年 3 月 1 日から 53 年 3 月 2 日までの期間は厚生年金保険の未加入期間となっているので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、昭和 50 年 12 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、52 年 3 月 1 日に資格を喪失しているところ、健康保険証についても直後の同年 3 月 7 日に返納していることが確認できる。その後、申立人は、同社において 53 年 3 月 2 日に被保険者資格を再取得し、新しい整理番号の被保険者原票が作成されていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によれば、申立人は、株式会社Aにおいて雇用保険被保険者資格を昭和 52 年 2 月 28 日に喪失し、離職票の交付が同年 3 月 1 日に行われた後、53 年 3 月 2 日に同社に係る被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、前述のとおり、申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の記録がおおむね符合しているところ、同社において厚生年金保険被保険者の記録がある同僚 11 名全員についても、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の取得及び喪失の記録がおおむね符合していることが確認できることから、同社においてはこれらの届出手续がほぼ同時に行われたと推認される。

加えて、株式会社Aの元代表取締役及び他の役員の住所は不明であることから、これらの者に照会することができない上、同社に勤務した同僚のうち住所が判明した9名に照会したところ、6名から回答があり、4名は申立人を覚えてはいるものの申立期間に勤務していたかについては覚えていない、他の2名は申立人を知らないとしていることから、申立人の申立期間における勤務状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 5 月 29 日から 59 年 4 月 1 日まで

国の記録によれば、昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 12 月 1 日まで国民年金の被保険者期間となっている。当時は、A 株式会社に B 職員として勤務しており、事情により一時同社を退職し、3 か月ほど国民年金に加入した記憶はあるが、17 か月もの長期にわたり国民年金の被保険者期間となっていることに納得がいかない。国民年金の被保険者期間のうち、最初の 3 か月を除く申立期間①は厚生年金保険に加入していたはずなので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和 58 年 3 月から 59 年 9 月まで株式会社 C の D 営業所に E 職員として勤務していたが、このうちの申立期間②は、国民年金の被保険者期間とされ、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。この期間も継続して同社に勤務していたことは、同社から交付された賞状と毎月の給与振込みの記録がある総合口座通帳によって確認できるので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 株式会社が保管する「B 職員台帳索引」（以下「索引」という。）によると、申立人については、雇入年月日が昭和 49 年 9 月 3 日、選任年月日が同年 9 月 8 日、退職年月日が 55 年 3 月 29 日との記載がある。

しかしながら、申立期間①当時、A 株式会社において索引の記載事務及び社会保険関係の事務を担当していた者は、同社では厚生年金保険の加入は本人の希望により自由であり、索引に記載されている記録と厚生年金保

険の加入とは関連が無いとしている上、申立人については、一時退職したことがあり、退職期間は1年以上であったと思うとしている。

また、索引の作成番号1番から申立人の直前の31番までの者を調査したところ、31名中、同社に係る厚生年金保険の記録が無い者が6名、索引に記載されている選任年月日から退職年月日までの期間と厚生年金保険被保険者期間とが一致しない者が14名確認できることから、A株式会社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではない上、被保険者記録のある者についても加入期間が必ずしも勤務期間とは一致しないことがうかがえる。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日の日付は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日及び資格喪失年月日と同日であり、申立期間①の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、仕事を辞めるたびに国民年金の加入手続を自分で行ってたと述べているところ、国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①は国民年金の強制被保険者となっており、昭和53年1月から同年3月までの未納期間を除き国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人が保管する株式会社Cからの給与振込みが記載された総合口座通帳、当該事業所から交付された賞状及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、株式会社CのD営業所の責任者だった者は、「厚生年金保険の届出事務は本社で行っていたが、営業所職員に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失についての本社への連絡は私が行っていた。当時のE職員は、厚生年金保険から脱退する人が多くいた。申立人もその一人だと思う。」旨述べている。

また、申立人の総合口座通帳によれば、株式会社Cからの給与振込額は、申立期間②のうち昭和58年8月から59年3月までの期間は毎月同額の14万4,889円、直後の厚生年金保険の加入記録がある同年4月は13万1,399円となっている。14万4,889円と13万1,399円との差額1万3,490円は、当時の標準報酬月額14万2,000円に基づき算出した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額に一致することから、58年8月から59年3月までの期間は、申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことが推認できる。

さらに、申立人の株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は、申立期間②の前後の期間にそれぞれ作成されており、いずれも被保険者資格の取得及び喪失の記録はオンライン記録と一致している。

そのほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。